

**放課後児童クラブにおけるオンライン利用申請システム等導入運用保守業務
公募型プロポーザル説明書**

1 業務概要

(1) 業務名

放課後児童クラブにおけるオンライン利用申請システム等導入運用保守業務

(2) 業務目的

本市の公立放課後児童クラブへのオンライン利用申請システム等の導入により、利用者の利便性向上、職員の業務負担の軽減及び保育の質の向上を図る。

(3) 業務内容

別紙「放課後児童クラブにおけるオンライン利用申請システム等導入運用保守業務基本仕様書」のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(5) 概算事業費

本業務に係る費用は 25,966,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(6) 事業担当課

住所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目4番15号（北庁舎別館1階）

広島市こども未来局放課後対策課

電話：082-242-2014

F A X：082-242-2018

Eメール：houkago@city.hiroshima.lg.jp

2 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。共同企業体での参加は、いずれかの構成員が(1)から(5)までの要件を満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(4)までの要件を満たす場合に限り認める。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。

(2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(3) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(4) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-06 情報処理（コンピュータ関連）」に登録されている者であること。

イ アに該当しない場合は、次の要件のすべてを満たしている者であること。

- ① 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていない者であること。
 - ③ 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (5) 他自治体において、提供を求める業務と同種又は類似の業務を履行した実績を有する者であること。

3 説明書等の交付方法

公募型プロポーザル説明書等は、広島市のホームページからダウンロードすることができる。

（ホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和7年度」）

ただし、これにより難い場合（ダウンロードできない場合を含む。）は、次により交付する。

(1) 交付期間

公示日から令和7年5月9日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年9月26日条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 交付場所

前記 1(6)の事業担当課

4 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

ア 受付期間

公示日から令和7年5月9日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 受付場所

前記 1(6)の事業担当課

ウ 受付方法

仕様書等に関する質問書（様式1）に記入の上、電子メールで提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答し、前記1(6)の事業担当課において、令和7年5月16日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧すると

もに、広島市ホームページに掲載する。

5 応募資格確認書の提出

(1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル応募資格確認申請書（様式2） 1部

イ 前記2の応募資格に該当していることが確認できる書類 各1部

(ア) 誓約書兼同意書（様式3）（広島市競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合）

(イ) 広島市税の納税証明書（写し可）

（証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

(ロ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

（電子納税証明書は不可。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

(ハ) 履歴事項全部証明書（証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

(ニ) 業務実績書（様式4）

ウ 複数の事業者で構成する共同企業体として応募する場合は、構成する全ての事業者に係る書類を提出すること。（様式5-1、5-2、5-3）

(2) 提出期間

公示日から令和7年5月9日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出先

前記 1(6)の事業担当課

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(5) 応募資格の確認及び審査結果の通知

応募資格の有無については、上記(1)により提出された公募型プロポーザル応募資格確認申請書等により確認し、確認結果を応募者に書面にて通知する。

6 企画提案書の提出

(1) 企画提案書の提出

ア 企画提案書（任意書式）は正本1部、副本8部を提出するものとし、その作成に当たっては以下の条件を遵守すること。

(ア) 表紙に「放課後児童クラブにおけるオンライン利用申請システム等導入運用保守業務に関する企画提案書」と記載の上、正本には提案者名を記載すること。副本には、提案者を特定可能な情報を記載しないこと。

(イ) 機能要件一覧

「基本仕様書」の別紙3「機能要件一覧」を必要事項記載の上で添付すること。

(ウ) 企画提案書はA4又はA3で作成し、20ページ以内とすること。（仕様やイメージ図など、見えやすくするためにA3を利用する場合は、A3を2ページとして扱い、A4と同じ大きさになるよう三つ折りにすること。）なお、表紙、裏表紙、目次及び「機能要件一覧」は上記ページ数に含まない。

(2) 提出期間

公示日から令和7年5月16日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出先

前記 1(6)の事業担当課

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(5) 留意事項

ア 提案は、1者につき1件とする。

イ 応募者の住所、法人名、代表者名は正本のみに記載し、副本には記載しないこと。法人名が記載されている場合は、事務局で該当部分を抹消する。

ウ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

エ 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式6）を提出すること。また、企画提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取下願」を提出すること。

オ 提出書類は返却しない。

カ 提出された応募書類は、企画提案の選定以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例第7条に基づき開示請求があったときは、法人等の競走上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

(6) 提案の無効

ア 本応募説明書に示した応募資格のない者が提出した企画提案

イ プロポーザル参加者が、令和7年5月9日（金）午後5時15分以後、受託候補者の特定までの間に前記2の応募資格を満たさなくなった場合

ウ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

エ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

オ 本応募説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした場合

カ 本プロポーザルに関する条件に反した場合

キ 企画提案書の記載項目について、1箇所でも記載がない提案

ク 企画提案書の記載項目について、記載すべき内容と全く別の内容が1箇所でも記載されていると判断された提案

7 審査方法

(1) 審査

企画提案書等に係るプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、放課後児童クラブにおけるオンライン利用申請システム等導入運用保守業務審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において審査する。

(2) 評価基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

(3) プレゼンテーションの実施

ア 実施方法

提出された企画提案書について、応募者によるプレゼンテーション（30分、質疑応答15分程度。）を行う。

プレゼンテーションは、提出された企画提案書により行うこととし、追加の資料配布は認めない。ただし、企画提案書の内容を分かりやすく説明するため、提案するシステムの動作の様子を提示することは認める。

イ 日時等

令和7年5月26日（予定）（決定後、応募者毎に別途通知する。）

(4) 受託候補者の特定

ア 審査委員会での審査の結果、最高得点の企画提案書を提出した者を受託候補者とする。

ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、広島市の求める最低限の基準（63点）に達していないと判断された場合においては、この限りではない。

イ 最高得点者が2人以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に対する審査が終了した後、速やかに書面にて通知する。

なお、契約候補者となった者には、見積書の提出について案内する。

(6) 審査結果の公表

審査の結果については、広島市ホームページにおいて公表する。

(7) 審査結果の説明

審査結果に対する質問等は、書面により受け付ける。

ただし、その受付は結果通知から閉庁日を除き7日以内に限る。なお、本市は、質問等に対して、その書面を受け付けてから閉庁日を除き10日以内に書面により回答する。

8 契約の優先交渉権者の決定

受託候補者に特定された者は、本業務の契約の見積書を徴する優先交渉権者とする。ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得たものを優先交渉権者とする。

9 契約の締結

- (1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約を行う。
- (2) 契約を締結する場合において、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 企画提案の選定後、提案者と協議の上、企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。
- (4) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。
- (5) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

10 その他

- (1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成、その他本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 別紙基本仕様書は、本業務の最低要求水準を示したものであり、企画提案書の内容については、すべての契約書に内容を記載（添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。

11 スケジュール

- 令和 7 年 4 月 28 日（月） 応募受付開始
令和 7 年 5 月 9 日（金） 応募資格確認及び質問書提出締切
令和 7 年 5 月 16 日（金） 応募締切（企画提案書提出締切）
令和 7 年 5 月 26 日（月）（予定） 審査委員会（受託候補者の特定）